

令和5年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事 山本一太は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事 山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「群馬県内部統制基本方針」(令和2年3月31日制定、令和5年1月1日改定、以下「基本方針」という。)を定め、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

(1) 知事のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

(2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」(法定)に加え、「個人情報保護に関する事務」、「公文書管理に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護や公文書の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

(3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、全庁に共通するリスク(共通リスク)及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク(所属個別リスク)及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和5年度の評価対象期間においては、知事部局の全161所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化などにより、有効に機能しない場合があり得る。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、全庁的な内部統制においては、適切な取組がなされており、内部統制は概ね有効であると判断した。

一方、業務レベルの内部統制においては、「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が2件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が18件、計20件の重大な不備を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

令和6年7月17日 群馬県知事 山本 一太

令和5年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】

I 全庁的な内部統制に関する事項

1 評価結果

全庁的な内部統制について、評価基準日（令和6年3月31日）における整備状況及び評価対象期間における運用状況の有効性について評価を行った。

内部統制の基本的要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICTへの対応」について、それぞれ適切な取組がなされているため、内部統制は概ね有効であると判断した。

2 取組状況

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定）」で示している「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、内部統制の6つの基本的要素別に区分した「全庁的な内部統制」の取組状況は次のとおりである。

（1）統制環境

内部統制に関する基本的な考え方、目的及び方向性を定めた基本方針等により、知事の姿勢表明を行っている。知事のリーダーシップのもと、内部統制を推進する体制として、知事を議長とする内部統制推進・評価会議を開催するとともに、機会をとらえ県行政における誠実性と倫理観の重要性について、知事の考えを全庁的に共有している。

（2）リスクの評価と対応

基本方針及び行動計画等により、制度目的と方向性、リスクの識別・評価から対応までの具体的なプロセス等を明示するなど、制度の適正な運用に向けた取組が実施されている。

また、本県において重大な不備が発生した場合や、他の団体において不祥事例が発生した場合は、コンプライアンスの徹底について速やかに全庁的な注意喚起を行うなど、適切な対応策をとっている。

(3) 統制活動

行動計画に基づき全所属が実施計画書及び実施結果報告書を作成し、内部統制推進部局及び評価部局に提出したほか、整備状況や運用状況に不備があった場合は該当所属において再発防止策の検討及び措置がされており、基本方針等に沿った統制活動が行われている。

(4) 情報と伝達

各規程等を整備し、正確な情報の入手及び作成に努めるとともに、定期的な庁内連絡会議の開催や、県庁イントラネット等の環境整備などより、組織内での情報の伝達・共有に向けた取組や、入手した情報を適切に管理するための取組が実施されている。

(5) モニタリング

行動計画に基づき、各所属における業務レベルの内部統制の整備・運用状況については、中間評価及び年間評価により定期的な自己評価を行うとともに、内部統制評価部局による独立的評価を行っている。

また、必要に応じて聞き取り調査を実施する、通年で内部統制弁護士へ助言・指導を仰ぐ体制を整備するなど、日常的なモニタリングを適切に実施している。

(6) ICT への対応

県が所有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な方針及び基準を定めた「情報通信技術の利用における安全性及び信頼性の確保に関する基本要綱」（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報セキュリティ監査や情報資産目録の整備など、ICT 環境の統制に向けた取組を適切に実施している。

II 業務レベルの内部統制に関する事項

1 評価結果

評価基準日（令和6年3月31日）における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、内部統制の有効性の評価を行ったところ、運用上の「重大な不備」を20件把握したため、内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

詳細は後述する「3 内部統制の整備状況」及び「4 内部統制の運用状況」のとおり。

2 取組状況

「群馬県内部統制行動計画」に基づき、内部統制推進員である各所属長が中心となり、内部統制体制の整備及び運用を行い、内部統制を実施した。

(1) 実施所属

161 所属

①本庁 71 所属

②地域機関等 90 所属

部局名	所属数	
	①本庁	②地域・専門機関
知事戦略部	8	1
総務部	10	15
地域創生部	5	6
生活こども部	5	6
健康福祉部	10	18
環境森林部	7	10
農政部	7	13
産業経済部	6	6
県土整備部	12	15
会計局	1	0
計	71	90

(2) リスク

①共通リスク：推進部局において整備した全庁に共通するリスク

②所属個別リスク：所属特有のリスクであり、各所属が必要に応じて整備したリスク

分類	①共通リスク	②所属個別リスク
財務	46	105
個人情報保護	9	38
公文書管理	2	1
職務に関する働きかけ	1	0
計	58	144

3 内部統制の整備状況

(1) 整備状況とは

リスク対応策が業務の中で明確に位置づけられ、職員に浸透しているか。

(2) 整備上の不備とは

- ・ 内部統制が存在しない
- ・ 規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない
- ・ 規定されている方針及び手続が適切に適用されていない など

(3) 不備の発生状況

評価対象期間において、整備上の不備が発生したリスク数は 23 件であったが、全ての不備については是正措置を講じた。令和 4 年度の 9 件と比較すると、件数が増加している。

把握された不備は、支出回議書の審査時のチェック体制が十分機能していなかったものや、受領した請求書の管理に係る不備などであった。

① 部局別

部局名	対象リスク数			不備が発生したリスク数		
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計
知事戦略部	386	12	398	0	0	0
総務部	1,203	75	1,278	4	0	4
地域創生部	510	5	515	0	1	1
生活子ども部	540	12	552	0	0	0
健康福祉部	1,359	7	1,366	4	1	5
環境森林部	880	2	882	0	0	0

農政部	971	7	978	8	1	9
産業経済部	589	8	597	0	1	1
県土整備部	1,363	5	1,368	3	0	3
会計局	40	11	51	0	0	0
計	7,841	144	7,985	19	4	23

② 分類別

分類	不備が発生したリスク数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	12	3	15
個人情報保護	4	1	5
公文書管理	3	0	3
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	19	4	23

(4) 整備上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの。

評価基準日において、該当するものはなかった。

4 内部統制の運用状況

(1) 運用状況とは

事務ミスや法令違反等などの不祥事が発生したか否か。

(2) 運用上の不備とは

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項が発生したこと。

(3) 不備の発生状況

評価対象期間において、運用上の不備が発生したリスク数は131件であったが、全ての不備については是正措置を講じた。令和4年度の122件と比較すると、件数が増加している。

発生要因については、チェック体制（確認不足、ケアレスミス）の不備を起因とするものが最も多かった。財務に関する事務では、支払遅延に係るものが16

件、次いで、調定の失念又は額の誤りにおいて 8 件の不備を把握した。また、個人情報保護に関する事務では、メールの送信や、通知等の誤送付、契約先の事業者の不適切な取扱いなど 25 件の不備を把握した。

① 部局別

部局名	対象リスク数			不備が発生したリスク数		
	共通リスク	個別リスク	合計	共通リスク	個別リスク	合計
知事戦略部	386	12	398	4	0	4
総務部	1,203	75	1,278	17	1	18
地域創生部	510	5	515	7	2	9
生活こども部	540	12	552	5	1	6
健康福祉部	1,359	7	1,366	31	1	32
環境森林部	880	2	882	10	0	10
農政部	971	7	978	24	1	25
産業経済部	589	8	597	0	1	1
県土整備部	1,363	5	1,368	23	0	23
会計局	40	11	51	2	1	3
計	7,841	144	7,985	123	8	131

② 分類別

分類	不備の発生したリスク数		
	共通リスク	所属個別リスク	合計
財務	91	6	97
個人情報保護	23	2	25
公文書管理	9	0	9
職務に関する働きかけ	0	0	0
計	123	8	131

(4) 運用上の「重大な不備」

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたもの。

評価対象期間において、「財務に関する事務」で 2 件、「個人情報保護に関する事務」で 18 件、計 20 件の重大な不備の事例が確認された。

なお「公文書管理に関する事務」に係る重大な不備はなかった。

重大な不備の内容及び改善・是正の概要については、次のとおり。

重大な不備の内容及び改善・是正の概要

① 財務に関する事務（2件）

支出金額誤り（1件）

（県土整備部①）

令和2年度から公営企業会計へ移行した流域下水道事業に係る令和3年度の消費税算定方法に誤りがあり、修正申告後に過大に還付を受けた額を返納し、延滞税を納付した。

（改善・是正）

- ・消費税に関する諸制度について、最新の情報を収集して理解を深めるとともに、チェック体制を強化。
- ・国税局との相談を密に行い、適切な申告に努めることとした。

不適切管理による財産の毀損等（1件）

（農政部①）

車検切れの公用車を公道で運転した。

（改善・是正）

- ・通知を各所属へ発出し、改めて注意喚起と再発防止策の徹底を行った。
- ・運行前の車両運転者による車検有効期限の確認を徹底した。

② 個人情報保護に関する事務（18件）

個人情報の漏えい・紛失等（不適切な取扱い・誤送付・誤送信・誤交付等）（8件）

（知事戦略部①）

2者に対して許諾通知文を郵送する際、誤ってそれぞれ別の許諾先の通知文を封入して送付した。

（改善・是正）

- ・該当者に連絡、謝罪及び通知の破棄を依頼し、正しい送付先に再送した。
- ・送付の際、必ずセルフチェック及び複数人でチェックするよう徹底した。

（総務部①）

労働力調査員が調査活動中に「抽出単位名簿」を紛失した。

（改善・是正）

- ・当該世帯を県担当者と調査員が訪問し、説明と謝罪を行った。

<ul style="list-style-type: none"> ・各統計調査員には、調査開始前に説明会を開催し、調査関係書類の徹底管理を指導しているところであるが、改めて注意喚起を行った。
<p>(健康福祉部①)</p> <p>源泉徴収票を第三者に誤送付した。(報償費を同姓同名の第三者に誤って支払ったことに起因)</p> <p>(改善・是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数人による確認を徹底することとした。 ・会議体の委員への報償費等支払いの際に、委員の個人情報を挙証資料で確認するとともに、支払いの都度、変更がないか本人に確認することとした。
<p>(健康福祉部②)</p> <p>業務管理体制の一般監査に係る結果通知を誤って別法人に通知した。</p> <p>(改善・是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施通知を送付する際には個人情報を入れないこととした。 ・従来の自主点検表に回答・送付してもらう形式から、Microsoft365のFormsで事業者点検項目を入力してもらい、自動集計することとした。
<p>(健康福祉部③)</p> <p>公文書提供制度において、対象データの抽出を誤り、本来提供すべきでない個人情報を提供した。</p> <p>(改善・是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる公文書の特定及び該当データの抽出について、複数職員による確認を徹底した。 ・公文書提供に関する業種別チェックリストを活用し、提供する項目に誤りが無いようダブルチェックを行うなど、確認方法を見直した。
<p>(環境森林部①)</p> <p>土砂条例に基づく許可申請書の受理前補正事務において、氏名が含まれるファイルをメールで第三者へ誤送信した。</p> <p>(改善・是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別しやすいファイル名に変更、パスワードの設定、メール送信時の確認の徹底を行った。 ・上記対策を含め個人情報漏えい防止について周知徹底した。

(県土整備部①)

シュレッダー処理せずに資源ゴミとして誤って廃棄した個人情報を含む文書が、回収業者による搬送中、道路上に散乱した。

(改善・是正)

- ・ 個人情報を含む資料の適正管理の徹底について周知した。
- ・ 資源ゴミの回収業者から提出された改善報告書により、荷崩れしない積載方法の改善など、再発防止策が図られることを確認した。

(会計局①)

委託業務の入札において、指名業者あて通知を別業者に誤送付し、通知に記載された法人代表者氏名の個人情報が漏えいした。

(改善・是正)

- ・ 通知文及び封筒の宛先について、送付先リストをデータ管理し、差込印刷を行うこととした。
- ・ 複数の職員により宛先等の確認を徹底するとともに、事務処理に伴うチェックリストを作成し活用することとした。

個人情報の漏えい・紛失等（契約先の事業者の不適切な取扱い）（10件）

(知事戦略部②)

委託事業者から登録者あてにイベントのメールを送付した際、「Bcc」で送付すべきところ、誤って「To」で送信しメールアドレスが漏えいした。

(改善・是正)

- ・ 委託事業者を通じ、送付先へお詫びとメールの削除を依頼した。
- ・ 委託事業者に対し、個人情報の厳正な管理や情報セキュリティ指導の徹底、メール送信時の複数名での確認の徹底等について再度指導・監督することとした。
- ・ 再発防止策として、全て「Bcc」で送信されるメールシステムへの変更を行った。

(生活こども部①)

委託事業者から研修受講者あてにメール送付した際、「Bcc」で送るべきところ、誤って「To」で送信しメールアドレスが漏えいした。

(改善・是正)

- ・ 委託事業者を通じ、送付先へお詫びとメール削除を依頼した。
- ・ 委託事業者に対し、個人情報の厳正な管理や情報セキュリティ指導の徹底、メール送信時の複数名での確認の徹底等について再度指導・監督した。

(健康福祉部④)

委託事業者が、研修受講者の個人情報をインターネット上で閲覧可能な状態とした。

(改善・是正)

- ・委託事業者に対し、個人情報の厳正な管理や情報セキュリティ指導の徹底、メール送信時の複数名での確認の徹底等について再度指導・監督した。

(健康福祉部⑤)

委託事業者が、県民及び当該事業者の従業員の個人情報が映り込んだ写真を SNS に投稿し、個人情報が漏えいした。

(改善・是正)

- ・委託事業者に対し、個人情報の厳正な管理や、情報セキュリティ対策の徹底について改めて指導を行った。
- ・委託事業者から職員全員に対し、本件の説明を行い、個人情報保護について再周知・徹底を行った。

(健康福祉部⑥)

委託事業者が、サービス利用請求書と一緒に圧着はがきを送付する際、誤って他の利用者の圧着はがきを送付した。

(改善・是正)

- ・委託事業者に対し、研修の実施、個人情報の厳正な管理、情報セキュリティ対策の徹底、利用者に通知等を送付する際の作業フローやチェック方法の見直しを指示した。

(健康福祉部⑦)

委託事業者が、サービス利用請求書と一緒にサービス利用に関する通知を送付する際、誤って他の利用者の通知を送付した。

(改善・是正)

- ・委託事業者に対し、研修の実施、個人情報の厳正な管理、情報セキュリティ対策の徹底、利用者に通知等を送付する際の作業フローやチェック方法の見直しを指示した。

(健康福祉部⑧)

診察を行う指定医が、診察に使用する事前調査票の一部を病院敷地内の駐車場付近で落とした。

(改善・是正)

- ・指定医に事前送付する事前調査票について病院外に持出禁止とする旨を、病院に連絡するとともに、院内関係者への周知徹底を依頼した。

(県土整備部②)

委託事業者が、窓口において別人名義の領収書を発行した。

(改善・是正)

- ・セキュリティポリシーの再確認及び業務従事者に対して、個人情報の重要性と取り扱い方法について教育することを指導した。
- 特に、日常的な業務における注意力低下によるミスに対して、ダブルチェックなどの対策の徹底とヒヤリハットの事例検証を指示した。

(県土整備部③)

委託事業者が契約関係書類を、第三者に発送した。

(改善・是正)

- ・セキュリティポリシーの再確認及び業務従事者に対して、個人情報の重要性と取り扱い方法について教育することを指導した。
- 特に、ダブルチェックの徹底と、発送事務の業務フローや作業環境の再確認を指示した。

(県土整備部④)

委託事業者が身元引受人誓約書について、別人のものを封入し発送した。

(改善・是正)

- ・セキュリティポリシーの再確認及び業務従事者に対して、個人情報の重要性と取り扱い方法について教育することを指導した。
- 特に、ダブルチェックの徹底と、発送事務の業務フローや作業環境の再確認を指示した。

III 群馬県独自の取組に関する事項

(個人情報保護に関する事務及び公文書管理に関する事務を除く)

1 職務に関する働きかけに対する対応

(1) 目的

「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけ」についての記録、公表等の取扱いを整備することで、透明性が高く、県民から信頼される県政運営を推進する。

(2) 対象者 (一定の公職にある者等)

- ① 国会議員
- ② 地方公共団体の議会の議員

- ③ 市町村長及び副市町村長
- ④ ①～③の秘書、親族及び支援する政治団体の役員等
- ⑤ ①～③の元職
- ⑥ 各種団体等の役員
- ⑦ 国家公務員
- ⑧ 群馬県職員であった者

(3) 対象行為

一定の公職にある者等が、職員に対し、その職務に関して行う働きかけ（口頭、電話、電子メール等による要望、意見、陳情、提言その他これらに類する行為）のうち、公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの（※）。

ただし、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、要望書、陳情書等の書面によるもの、単なる照会・資料請求は対象外。

※公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

- ① 法令や基準等に違反すること
- ② 合理的な理由なく、特定の個人、団体、事業者等に対して有利又は不利な取り扱いを要求するもの
- ③ その他公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの

(4) 内部統制制度における対応

職務に関する働きかけに対する対応を内部統制制度の取組と連動させ、内部統制弁護士へ相談できる体制を整備することで、不当な要求により県政が歪められることを防止する。

課題		対応	
①	働きかけの対応に係る制度が職員に浸透していない	内部統制制度の取組と連動	<ul style="list-style-type: none"> 働きかけを<u>内部統制のリスクとして、全所属が対応</u> 内部統制に関する説明会や研修会において、<u>職員へ周知徹底</u>
②	「働きかけ」の基準が明確でなく、判断が困難であり、躊躇しやすい状況	安心して判断できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 判断に迷う場合等に、<u>内部統制弁護士に相談ができる体制を整備</u>
③	どのような働きかけがあるかのデータの蓄積がない	データの蓄積・分析	<ul style="list-style-type: none"> 一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況について、所属からの報告を取りまとめ（※） <u>全ての報告内容について、内部統制弁護士に確認</u>

※ 一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況

- 対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 報告方法 下記対象事案について、毎月内部統制推進部局へ報告
- 対象事案 規制対象の働きかけに加え、規制の対象とはならない一般的な要望や意見等も含めて幅広く報告を求めた。
- 集計結果 要望・意見等は合計295件あり、「公正な職務の執行を損なうおそれのあるもの」や、その疑いのある事例はなかった。

2 専門の弁護士の設置

(1) 目的

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士（4人）を設置し、内部統制の実効力を高める。

(2) 業務概要

① 内部統制の整備への助言

基本方針の改定、リスクの洗い出し、対応策の作成・見直し、全庁的な推進体制の構築

② 内部統制の運用への助言

リスク発生（事案発生）時における対応策、再発防止策

③ 内部統制の評価への助言

自己評価方法、自己評価結果、内部統制評価報告書の作成・提出・公表

④ 内部統制制度推進に対する参画

内部統制推進・評価会議に参加として参画、職員向け研修会の講師、働きかけへの対応に係る支援、不祥事に関する情報収集・分析

⑤ 市町村への支援

研修会

⑥ その他内部統制の整備・運用への助言

(3) 令和5年度の活動状況（主なもの）

○ 内部統制の整備・運用・評価に関する助言

- ・ 評価項目、リスク一覧、評価内容等に係る助言（通年）

○ 個別事案への対応

- ・ 個別事案に係る相談への助言、ヒアリング調査（通年）

○ 働きかけ

- ・ 「一定の公職にある者等からの要望・意見等の状況」の報告内容の確認（通年）